以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください

(1) 構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)によるほか、次によること。

なお、原則として認定品を設置すること。

- ア 充電装置を蓄電池室に設ける場合は、鋼製の箱に収容すること。
- イ 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を 表示すること。

(2) 接続方法

蓄電池設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。

(3) 設置場所等

蓄電池設備の設置場所等は、条例第14条の規定によるほか、3.(3)の例によること。

(4) 耐震措置

消防用設備等の耐震措置によること。

(5) 容量

蓄電池設備の容量算定にあたっては、次によること。

- ア 容量は、最大許容電圧(蓄電池の公称電圧80%の電圧をいう。)になるまで放電した後、24時間 充電し、その後充電を行うことなく1時間以上監視状態を続けた直後において消防用設備等が第3-1表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。ただし、停電時に直ちに電力 を必要とする誘導灯等にあっては、1時間以上の監視状態は必要としない。
- イ 容量は前アによるほか、4.(5)(イを除く。)の例によること。
- ウ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合の容量は、使用時 分の最も長い消防用設備等の使用時分を基準とし、算定すること。

(6) 保有距離

蓄電池設備は、第3-5表に掲げる数値の保有距離を確保すること。 なお、キュービクル式のものにあっては、第3-3表の例によること。

保有距離を確保しなければならない部分				保 有 距 離
充	電装	置	操作を行う面	1.2m以上
			点検を行う面	0.6m以上
			換気口を有する面	0.2m以上
	電	池	点検を行う面	0.6m以上
蓄			列の相互面	0.6m以上(架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さ が床面から1.6mを超えるものにあっては1.0m以上)
			その他の面	0.1m以上 ただし、電槽相互間は除く。

第3-5表



